

グループホームさわらび

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

あなたに対する認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型生活介護サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人 吉田福祉会
事業者の所在地	〒959-0214 新潟県燕市吉田法花堂 740 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 細貝 好美
電話番号	0256-92-3339(代)

2 ご利用施設の概要

ホームの名称	グループホームさわらび
事業の種類	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
1日の利用定員	6人
ホームの所在地	〒959-0202 新潟県燕市佐渡山4130番地1
管理者名	鈴木 雅恵
電話番号	0256-92-0100
ファクシミリ番号	0256-92-0102

3 事業の基本方針と取扱方針

○事業の基本方針

この事業は、認知症により自立した生活に支援を必要とする者、あるいは要介護者であって認知症である者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の支援や介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援、介護するものとする。

○事業の取扱方針

- (1) 利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に介護を行うものとする。
- (2) 利用者が一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して介護を行うものとする。
- (3) 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して介護を行うものとする。
- (5) 介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 当事業所において、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

4 建物、設備の概要

(1) 敷地および建物

敷地	988.20㎡(小規模多機能型居宅介護事業と共用)	
建物	構造	木造 地上1階
	延べ床面積	401.10㎡(小規模多機能型居宅介護事業と共用)
	利用定員	6名

(2) 主な設備

部屋の種類	数	内法面積	備考
食堂・台所・居間	1	59.08㎡	
事務室、介護員室	1	13.58㎡	(小規模多機能型居宅介護事業と共用)
浴室、脱衣室	1	36.41㎡	(小規模多機能型居宅介護事業と共用)
洋室	6	1部屋 9.93㎡	
便所(洋式)	2	1箇所 2.12㎡	

5 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	員数	区分		常勤換算後の人員	保有資格
		常勤	非常勤		
管理者	1名	1名		0.4名	社会福祉主事等
計画作成担当者	1名		1名	0.4名	介護支援専門員等
介護職員	13名	13名		2.3名	介護福祉士(9)

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯(午前 8 時 15 分から午後 5 時 45 分)常勤で勤務
計画作成担当者	正規の勤務時間帯(午前 8 時 15 分から午後 5 時 45 分)常勤で勤務
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早番 (午前 7時00分から午後 4時30分) ・ 遅番 (午前10時30分から午後 7時30分) ・ 準夜 (午後 3時から午前0時30分) ・ 深夜 (午前 0時30分から午前10時00分) ※夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯は、常勤換算2名以上で勤務いたします。

7 営業日および営業時間

事業実施区域	燕市(旧吉田町)
営業日	年中無休
営業時間	24時間

8 提供サービスの概要

種類	内容
介護保険 給付サービス	自立のできていない「食事」「排泄」「入浴(清拭)」「着替え」の介助等日常生活上の支援・介護を提供いたします。 また、日常生活のなかでの機能訓練、健康管理、相談・援助等のサービスを提供いたします。
介護保険 給付外 サービス	以下の項目のサービスは介護保険給付対象外となり、個人の利用に応じての実費負担となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理美容 (2) 個人の希望による新聞、雑誌等の購入 (3) 紙おむつ等排泄用品の使用 (4) シャンプー、石鹸等の日用品の使用 (5) その他

9 苦情等がある場合

提供した介護サービスに利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける相談窓口を設置しております。

また、利用者からの苦情に関して市町村・国保連が行う調査に協力し、これからの指導助言を受けた場合にはこれに従って必要な改善を行います。

当施設内苦情申立窓口	苦情受付担当者 廣河 宗隆 渡辺 直子 ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0256(92)0100 意見箱 事務室前に設置 面接 相談室 苦情解決担当者 管理者 鈴木 雅恵 第三者委員 泉谷 善二 燕市吉田浜首町 93-2715 小林 正 新潟市巻甲 72-4434 滝澤 泉 燕市吉田旭町 92-6138
------------	--

燕市役所 燕庁舎 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係	平日(月～金) 午前8時30分から午後5時30分 電話 (代)0256-63-4131
新潟県国民健康保険 団体連合会	平日(月～金) 午前8時30分から午後5時15分 電話 (代)025-285-3072

10 利用料金(平成21年4月1日現在)

本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料金は次表のとおりになります。また、平成21年度介護報酬改定に伴う新設加算は以下のとおりになります。

(1) 新設加算

○サービス提供体制強化加算(すべての利用者対象)

介護従事者の専門性に係る適切な評価や定着性の促進、安定的な介護サービスのための常勤職員の確保等における評価。

○認知症専門ケア加算(該当する利用者のみ)

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を終了した者が介護サービスを提供することを評価。

新設加算	算定要件	負担額	当事業所対象
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 常勤職員が60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①:12円(日) ②:6円(日) ③:6円(日)	12円(日)
※認知症専門ケア加算 (該当者加算)	①認知症専門加算(Ⅰ) ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の	①:3円(日)	3円(日)

※認知症専門ケア加算 (該当者加算)	伝達又は技術的指導会議を定期的実施。 ②認知症専門加算(Ⅱ) ・認知症専門加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施。	②:4円(日)	
既存加算	算定要件	負担額	当事業所対象
医療連携加算 (共通加算)	24時間訪問介護ステーションと連絡がとれ対応ができる体制を確保している。	36円	36円(日)
※初期加算 (該当者加算)	利用開始から30日間について算定。	30円	30円(日)

(1) 利用料金表

介護保険給付自己負担	支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス利用料金	1日 831円	1日 831円	1日 848円	1日 865円	1日 882円	1日 900円
サービス提供体制強化加算	1日 12円	1日 12円	1日 12円	1日 12円	1日 12円	1日 12円
医療連携体制加算	1日 36円	1日 36円	1日 36円	1日 36円	1日 36円	1日 36円
保険給付外						
家賃	1ヶ月 17,000円					
保証金	なし					
食費	1日 900円					
水道光熱費	1日 420円					
合計(1ヶ月)	82,970円	82,970円	83,480円	83,990円	84,500円	85,040円

※1ヶ月を30日として計算しております

※月の途中で利用を開始した場合は、家賃は日割り計算になります。

※「理美容代」「教養娯楽費用」「おむつ代」「シャンプー」等は実費となります。

- (2) 利用料の支払 利用料金の支払いは、現金、銀行口座振り込み、または預金口座振替により、指定期日までにお支払いください。

11 協力医療機関

医療機関の名称	新潟県立吉田病院
所在地	新潟県燕市吉田大保町32番14号
電話番号	0256-92-5111 (代)
契約の概要	(1) 診療・治療等適切な処置をとること。 (2) 健康保持に必要な助言を行うこと。 (3) 機械器具の貸与、場所の提供について便宜を図ること。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「グループホームさわらび消防計画」にのっとり対応します。夜間防災上、必要な人員を配置しております。また、定期的に避難訓練を実施し災害時に備えます。			
防災設備	避難口(非常口)	非常警報設備	防火カーテン	誘導灯
	火災通報装置	消火器		
防火管理者	鈴木 雅恵			

13 衛生管理

- ・ サービスの提供にあたり、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・ 社会福祉法人吉田福祉会「感染対策ガイドライン」に従い感染症を予防するとともに、感染症が発生し、又はまん延しないよう当福祉会設置の感染対策部会との連携の下、必要な措置を講じます。

14 地域との連携

- ・ 概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対しサービス提供内容等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設置します。
- ・ 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録の公表を行います。
- ・ 運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。
- ・ 運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

15 緊急時における対応方法

サービス利用中に利用者の心身の状況の異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医もしくは協力医療機関に連絡し、適切な処置を行います。

16 事故発生時の対応方法

- ・ 社会福祉法人吉田福祉会「業務マニュアル」に従って、速やかに管理責任者に報告し対応します。また、保険者(市町村)への連絡が必要な場合も速やかに対応します。
- ・ 事業者の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について利用者の故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

面会・来訪	・緊急時以外は、8:00～ 19:30の間にお願いたします。 ・ 面会の際、食品の差し入れは職員にお伝えください。 (食事の制限がある方がいらっしゃる場合があります。)
外泊・外出	・付き添いがあればいつでも外泊・外出できます。外泊・外出届を出していただきます。
現金・貴重品等	・基本的には施設側では管理いたしません。
喫煙	・喫煙は決められた場所でお願いたします。
迷惑行為等	・他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

サービスの提供に先立って、上記のとおり重要事項について説明します。

平成 年 月 日

事業者

所在地 新潟県燕市佐渡山4130番地1

事業者名 グループホームさわらび

代表者名 社会福祉法人吉田福祉会

理事長 細貝 好美 印

私は、上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

上記契約の証として、本契約書を二通作成し、利用者および事業者、記名・押印の上、それぞれ一部ずつを保有します。

(利用者) ご住所 _____

お名前 _____ 印

(利用者の代理人) ご住所 _____

お名前 _____ 印

関係 _____